

# 播磨町水防計画

平成22年10月修正

播磨町防災会議

## 目 次

第1章 総 則 .....	1
第2章 水防の責任 .....	1
第3章 水防組織 .....	1
第4章 水防態勢及び活動 .....	8
第5章 情報連絡 .....	11
第6章 水防設備 .....	13
第7章 水防信号 .....	13
第8章 防災行政無線 .....	14
第9章 避難のための立退き .....	14
第10章 水防記録及び報告 .....	16
第11章 水防訓練 .....	17
第12章 水防計画 .....	17

### 参考資料

播磨町防災会議条例 .....	1
防災会議委員名簿 .....	3
水防態勢及びその活動要領 .....	5
別記1～3 .....	8
水防法(抜粋) .....	9

## 第 1 章 総 則

この計画は、水防法（昭和24年法律第 193号）第 1 条の目的を達成するため本町管内の各河川、海岸、港湾及び溜池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送又は水門の操作、消防機関の活動並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用について示したものである。

## 第 2 章 水 防 の 責 任

町は、水防組織、水防施設、器具及び資材の整備を図るとともに、水防法第 3 条の定めるところに従い、本町区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

本町は、昭和53年 8 月 1 日付兵庫県告示第1740号により、水防法第 4 条に規定する指定水防管理団体となっている。

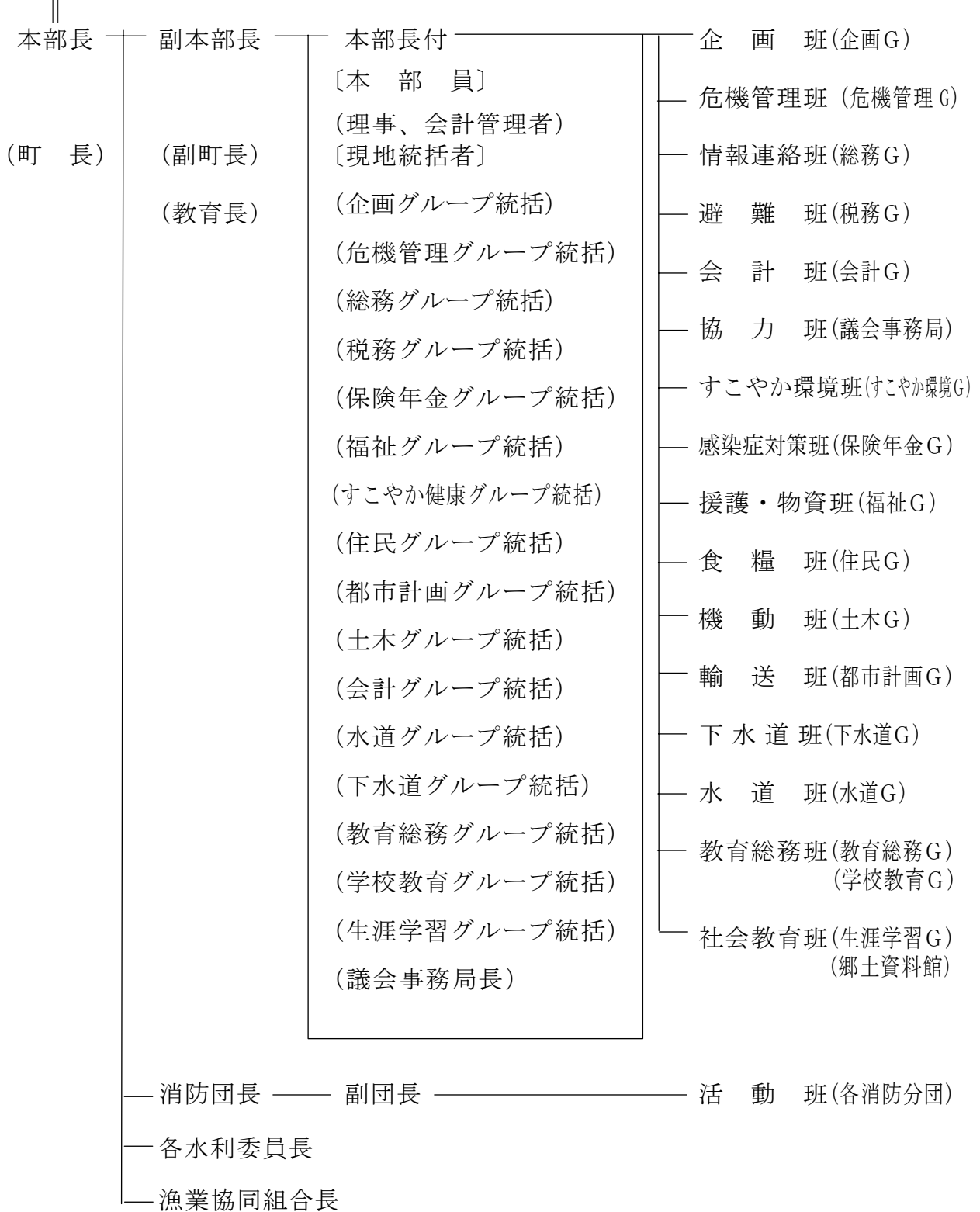
## 第 3 章 水 防 組 織

水防管理者は、町内における水防を統括するために水防本部を設置する。この場合、消防団は水防団に切り替えるものとする。

# 1 水防本部の組織

## 水防本部の組織

水防管理者



## 2 職務分担

- (1) 本部長は、水防本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部長付は、本部長の命を受け、各班を指揮監督する。
- (4) 現地統括者は、機動班長との連絡調整を図り、水防作業を指揮監督する。
- (5) 消防団長は、水防管理者の命を受け、消防団員を指揮監督する。
- (6) 各水利組合委員長は、監視及び連絡員を定め、管理溜池等を警戒する。
- (7) 漁業協同組合代表理事組合長は、監視及び連絡員を定め、漁港等を警戒する。

### 3 各班の事務分担

班（担当G）	班 長	事 務 分 掌
企 画 班 (企画グループ)	企画グループ 統 括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の連絡調整に関する事。</li> <li>2 被害情報、広報資料の整理、記録等に関する事。</li> <li>3 民間団体、住民の協力についての連絡調整に関する事。</li> <li>4 自衛隊派遣要請に関する事。</li> <li>5 兵庫県消防防災航空隊への支援要請に関する事。</li> <li>6 報道機関との連絡調整等に関する事。</li> <li>7 隣接市町との相互応援に関する事。</li> <li>8 災害記録の作成、保存に関する事。</li> <li>9 水防記録の作成、保存に関する事。</li> </ol>
危 機 管 理 班 (危機管理グループ)	危 機 管 理 グループ統括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警戒本部の設置、閉鎖に関する事。</li> <li>2 災害対策本部の設置、閉鎖に関する事。</li> <li>3 本部会議の開催等に関する事。</li> <li>4 防災指令その他命令伝達等に関する事。</li> <li>5 防災関係機関との連絡、報告、調整等に関する事。</li> <li>6 消防団との連絡調整に関する事。</li> <li>7 家屋等の被害に対する必要な調査に関する事。</li> <li>8 り災証明の発行に関する事。</li> <li>9 住宅再建支援共済制度に関する事。</li> </ol>
情 報 連 絡 班 (総務グループ)	総務グループ 統 括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報、現場での対策実施状況等の収集、本部長への連絡に関する事。</li> <li>2 住民等に対する災害情報、対策実施情報の広報、伝達に関する事。</li> <li>3 災害対策用車両の配置、借入調整等に関する事。</li> <li>4 災害予算の編成、執行計画等の策定に関する事。</li> <li>5 災害救助法適用申請に関する事。</li> </ol>

班（担当G）	班 長	事 務 分 掌
避 難 班 （税務グループ）	税務グループ 統 括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難状況の収集、報告等に関する事。</li> <li>2 避難所の開閉と運営に関する事。</li> <li>3 避難勧告、指示の伝達に関する事。</li> <li>4 避難誘導に関する事。</li> <li>5 帰宅困難者対策に関する事。</li> <li>6 家屋被害調査の協力に関する事。</li> </ol>
会 計 班 （会計グループ）	会計グループ 統 括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害経費の出納、決算等に関する事。</li> <li>2 災害見舞金、義援金の収入、保管等に関する事。</li> <li>3 他班の応援、協力に関する事。</li> </ol>
協 力 班 （議会事務局）	議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他班の応援、協力に関する事。</li> </ol>
すこやか環境班 （すこやか環境グループ）	すこやか環境 グループ統括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護所の開閉に関する事。</li> <li>2 医療、助産活動等について、医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 精神医療（こころのケア）に関する事。</li> <li>4 愛玩動物の収容に関する事。</li> <li>5 災害時の清掃（ごみ、ガレキ、し尿）に関する事。</li> </ol>
感 染 症 対 策 班 （保険年金グループ）	保 険 年 金 グループ統括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に伴う感染症予防等感染症対策に関する事</li> <li>2 感染症対策機器、薬剤の調達、配分に関する事。</li> <li>3 救助活動に関する事。</li> <li>4 他班の応援、協力に関する事。</li> </ol>
援 護 ・ 物 資 班 （福祉グループ）	福祉グループ 統 括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時要援護者の避難支援に関する事。</li> <li>2 被服、寝具その他生活必需品及び建築資材等の調達あっせんに関する事。</li> <li>3 救援物資の受入、配分等に関する事。</li> <li>4 ボランティアの受入に関する事。</li> <li>5 災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付に関する事。</li> <li>6 死体の収容、火葬等に関する事。</li> <li>7 生活相談窓口に関する事。</li> <li>8 福祉施設の災害対策と応急復旧に関する事。</li> <li>9 応急仮設住宅入居者の決定に関する事。</li> </ol>

班（担当G）	班 長	事 務 分 掌
食 糧 班 （住 民 グ ル ー プ）	住 民 グ ル ー プ 統 括	1 避難者及び災害応急対策要員用食糧の調達に関する こと。 2 炊き出しの実施、配分等に関すること。 3 農作物の応急措置の指導に関すること。 4 農林水産施設、農作物等の被害に対する必要な調査 に関すること。
機 動 班 （土 木 グ ル ー プ）	土 木 グ ル ー プ 統 括	1 道路、橋梁その他土木施設の防災及び復旧に関する こと。 2 仮設道路の建設、障害物除去及び交通規制等応急交 通対策に関すること。 3 ため池、用排水路等の防災及び復旧に関すること。 4 津波・高潮に対する防災及び復旧に関すること。 5 現地における技術指導に関すること。 6 応急仮設住宅の建設に関すること。
輸 送 班 （都 市 計 画 グ ル ー プ）	都 市 計 画 グ ル ー プ 統 括	1 災害対策要員、物資等の輸送に関すること。 2 資機材の配分、輸送に関すること。 3 機動班の応援に関すること。 4 被災建築物応急危険度判定に関すること。
下 水 道 班 （下 水 道 グ ル ー プ）	下 水 道 グ ル ー プ 統 括	1 下水道施設の防災、復旧に関すること。 2 現地における技術指導に関すること。 3 他班の応援、協力等に関すること。
水 道 班 （水 道 グ ル ー プ）	水 道 グ ル ー プ 統 括	1 水道施設の防災、復旧に関すること。 2 現地における技術指導に関すること。 3 飲料水の供給、非常給水に関すること。

班（担当G）	班 長	事 務 分 掌
教 育 総 務 班 （教育総務グループ ・学校教育グループ）	教 育 総 務 グループ統括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の災害対策、応急復旧等に関する事。</li> <li>2 教育施設の被害状況、災害対策状況の収集、報告等に関する事。</li> <li>3 避難所の開閉と管理運営の協力に関する事。</li> <li>4 応急教育施設、教育の確保等に関する事。</li> <li>5 園児・児童生徒の避難救助に関する事。</li> <li>6 園児・児童生徒の精神医療(こころのケア)に関する事。</li> <li>7 被災生徒等の学用品等の給付に関する事。</li> <li>8 炊き出しの応援に関する事。</li> </ol>
社 会 教 育 班 （生涯学習グループ ・郷土資料館）	生 涯 学 習 グループ統括	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設、文化財等の防災、復旧に関する事。</li> <li>2 中央公民館、コミセンの一時避難所の開閉及び、指定管理者との調整に関する事。</li> <li>3 他班の応援、協力等に関する事。</li> </ol>
消 防 班 （消 防 団）	副 団 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動に関する事。</li> <li>2 被災者の捜索、救出、保護等に関する事。</li> </ol>

## 第 4 章 水防態勢及び活動

### 第 1 節 水 防 態 勢

気象台より水防に関する注意報若しくは警報の発表があったとき、又は水防活動の必要がある異常時に水防態勢に入るものとする。

### 第 2 節 災害警戒本部の設置

- 1 水防指令第 1 号若しくは第 2 号が発令された場合又は気象状況等により必要と認められる場合は、災害警戒本部を設置し、警戒対策について協議する。
- 2 災害警戒本部は、危機管理グループを掌握する理事を本部長とし、水防特設班の現地統括者を本部員とする。
- 3 災害警戒本部は、非常配備態勢及び水防本部又は災害対策本部の設置について協議する。
- 4 水防本部又は災害対策本部が設置された場合は、災害警戒本部は解散する。

### 第 3 節 水 防 非 常 配 備

#### 1 非常配備の種類

非常配備の種類及び配備人員の基準は、次のとおりとする。ただし、人員については、所属長がその状況に応じて、適正に配置するものとする。

##### (1) 第 1 非常配備態勢

水防特設班の少数をもってこれにあたり、情報連絡を主として事態の推移によって直ちに活動ができる態勢とする。

##### (2) 第 2 非常配備態勢

水防特設班全員をもってこれにあたり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。

##### (3) 第 3 非常配備態勢

所属人員全員をもってあたる完全な水防態勢とする。

## 2 非常配備につく時期

台風襲来の恐れのあるとき又は集中豪雨が予想されるとき、その他水害が予想されるときにおいて、非常配備につく時期は、水防管理者が指令するが、その基準は次のとおりとする。

(1) 水防指令第1号（第1非常配備態勢につくべき指令）

今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。

(2) 水防指令第2号（第2非常配備態勢につくべき指令）

水防事態発生が予想され、早急に水防活動が必要なとき。

(3) 水防指令第3号（第3非常配備態勢につくべき指令）

事態が切迫して第2の非常配備態勢では処理ができないと判断したとき。

## 第 4 節 出 動

水防管理者は、次の場合には直ちに消防団長及び各水利組合委員長並びに漁業協同組合代表理事組合長を水防組織に従って出動させ、警戒配備につかせるものとする。

(1) 河川の水位又は海岸の潮位が、はん濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

(2) 気象状況等又は高潮の危険が切迫したとき。

(3) 溜池の危険が切迫したとき。

(4) 水防警報が発せられたとき。

## 第 5 節 非常配備の解除

水位及び潮位がはん濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位以下に減じて水害若しくは高潮の危険がなくなったときは、解除する。

この場合、水防管理者は、これを一般に周知させるとともに、関係機関に対してその旨を報告するものとする。

## 第 6 節 危険河川及び溜池

### 1 警戒を要する河川調査表

河川名	区域別		備考
	地区名	左右岸別	
水田川	北本荘 古田 宮西	全域	
喜瀬川	野添城 大 中 上野添 南大中 西野添 宮 北 南野添 本 荘 東本荘	全域	水位周知河川

### 2 警戒を要する溜池調査表

溜池名	地区名	警戒箇所	備考
石ヶ池	本 荘	堤防一円	
向ヶ池	〃	〃	
大 池	古 宮	〃	
布 池	〃	〃	
秋ヶ池	〃	〃	
北 池	二 子	〃	
ソウブチ池	野 添	〃	
城 池	〃	〃	
蓮 池	〃	〃	
狐狸ヶ池	大 中	〃	
妹ノ池	古 田	〃	
上ノ池	宮 北	〃	

## 第 5 章 情 報 連 絡

機 関 名	所 在 地	通 信 連 絡 方 法			
		第1通話路	第 2 通話路	第 3 通話路	FAX
水 防 本 部 ( 播 磨 町 役 場 )	播磨町東本荘1丁目5番30号	079-435-0355		口頭伝達	435-7901 435-3398
本 部 長 ( 水 防 管 理 者 )	播磨町東本荘1丁目5番30号	079-435-0355		口頭伝達	435-7901 435-3398
消 防 団 長	播磨町東本荘1丁目5番30号			口頭伝達	
加古川海上保安署	加古川市別府町港町14番地の2	079-435-0671	079 435-4999	緊急118	079 435-0726
兵庫県企画県民部 災害対策局災害対策課	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-341-7711	078 362-9988		078 362-9911
兵庫県県土整備部 土木局河川整備課	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-341-7711	078 362-3531		078 362-3922
東播磨県民局 加古川土木事務所	加古川市加古川町 寺家町天神木97番地の1	079-421-1101	079 421-9621	口頭伝達	079 421-1213
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所	三木市宿原字寺前70番地	0794-82-9839		口頭伝達	0794 83-6835
加古川市消防本部	加古川市加古川町北在家2000番地	079-424-0119	専用回線	緊急119	079 425-7587
加古川市東消防署	加古川市平岡町新在家29番地の2	079-426-0119	専用回線		079 422-5306
播磨分署	播磨町東本荘2丁目16番5号	079-436-0119	専用回線		079 436-6691
加古川警察署	加古川市平岡町新在家1224番地の13	079-427-0110		緊急110	079 425-8110
本荘交番	播磨町宮北3丁目15番16号	079-427-0110		緊急110	
野添交番	播磨町南野添1丁目1番36号	079-427-0110		緊急110	
播磨町漁業協同組合	播磨町古宮地先	078-942-1912		口頭伝達	078 942-1933
隣接水防管理者 明石市長	明石市中崎1丁目5番1号	078-912-1111			078 913-7680
隣接水防管理者 加古川市長	加古川市加古川町北在家2000番地	079-421-2000			079 422-1403
近接水防管理者 稲美町長	加古郡稲美町国岡1丁目1番地	079-492-1212			079 492-5162

連絡先	所在地	通 信 連 絡 方 法			
		第1通信経路	第2通信経路	第3通信経路	FAX
播磨小学校	宮北1丁目3番10号	079-437-9849	079-435-3259	口頭伝達	079-437-9671
蓮池小学校	西野添4丁目3番1号	078-943-2211	078-943-9821	口頭伝達	078-943-9964
播磨西小学校	北本荘4丁目5番1号	079-435-3264	079-437-1504	口頭伝達	079-435-3179
播磨南小学校	古宮170番地の1	078-942-0730	078-942-0731	口頭伝達	078-942-9637
東はりま特別支援学校	北古田1丁目17番17号	079-430-2820	079-430-2822	口頭伝達	079-430-2821
播磨中学校	南大中1丁目6番50号	079-437-8147	079-437-5773	口頭伝達	079-437-1062
播磨南中学校	古宮243番地の9	078-943-6622	078-941-4194	口頭伝達	078-943-6623
播磨幼稚園	宮北1丁目7番7号	079-437-0729		口頭伝達	079-437-0729
蓮池幼稚園	西野添2丁目10番35号	078-942-8328		口頭伝達	078-942-8328
播磨西幼稚園	北本荘4丁目5番25号	079-435-3265		口頭伝達	079-435-3265
蓮池保育園	西野添2丁目10番33号	078-942-6983		口頭伝達	078-942-8101
播磨保育園	東本荘1丁目13番7号	079-437-8165		口頭伝達	079-437-8335
播磨中央保育園	南大中1丁目5番13号	079-435-2455		口頭伝達	079-435-2455
キューピット保育園	北本荘6丁目9番11号	079-435-2532		口頭伝達	079-435-6866
播磨南高等学校	古宮167番地の3	078-944-1157		口頭伝達	078-944-1158

## 第 6 章 水 防 設 備

### 1 倉庫の位置

名 称	所 在 地	管 理 責 任 者	備 考
播磨町水防倉庫	古宮400番地の9	危機管理G統括	県道本荘平岡線高架下

### 2 器具、器材の備蓄数

品 目	数 量	備 考	品 目	数 量	備 考
投 光 器	2		の こ ぎ り	2	
ロープ 60m	1		お の	3	
ツルハシ	10		か ま	5	
スコップ	15		杭 3m	70	
掛 矢	6		ビニール袋	2,500	

## 第 7 章 水 防 信 号

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 ○ 約15秒 休止 ○ 約5秒 約15秒 休止
第2信号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	約5秒 ○ 約6秒 休止 ○ 約5秒 約6秒 休止
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 ○ 約5秒 休止 ○ 約10秒 約5秒 休止
第4信号	乱 打	約1分 ○ 約5秒 休止 ○ 約1分 約5秒 休止

備考 1 信号は、適宜時間継続する。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用するものとする。

3 危険があるときは、防災行政無線により周知させるものとする。

第1信号 河川では量水標がはん濫注意水位（警戒水位）に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速20m程度に達し、高潮の恐れがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員等が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの。

## 第 8 章 防災行政無線

堤防の決壊等災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、防災行政無線により地域住民に周知するものとする。

なお、平成 22 年度は、防災行政無線設備のデジタル化工事を行うため、工事期間中については、広報車の配置等必要に応じ別途対策を講じることとする。

### 防災行政無線システム

#### (1) 同報系

基地局 (60MHZ)	屋外受信機	17局
-------------	-------	-----

#### (2) 移動系

基地局 (400MHZ)	車載型受信機	11台
遠隔制御装置 3台	可搬型受信機	4台
	集落可搬型受信機	1台

## 第 9 章 避難のための立退き

### 1 立退きの指示

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者が避難のための立退きを指示する。なお、水防管理者は、立退きを指示する場合、加古川警察署長に通知する。

なお、町の定める避難指示等の発令の判断基準については、播磨町地域防災計画資料編（付録61）に定めるとおりである。

### 2 避難所の開設、収容

避難所の開設、閉鎖は水防管理者が決定する。避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ係員が行い、これを実施する場合は緊密な連絡を保ちつつ万全を期するものとする。災害救助法の適用を受けた場合は、知事の補助機関として委任を受けたものとして実施する。

### 3 避難所

避難所	収容人員	炊出可能数	備考
播磨小学校	1,900	800	
蓮池小学校	1,900	800	
播磨西小学校	1,650	800	
播磨南小学校	1,200	800	
東はりま特別支援学校	430	300	
播磨中学校	2,300	0	
播磨南中学校	2,300	0	

注；災害の箇所及び状況等により以上の施設以外の場所を指定して避難所を開設する場合がある。

### 4 一時避難所

一時避難所	収容人員	備考
中央公民館	450	
東部コミュニティセンター	150	
西部コミュニティセンター	180	
野添コミュニティセンター	150	
南部コミュニティセンター	220	

## 第 10 章 水防記録及び報告

### 第 1 節 水 防 記 録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

- (1) 播磨町水防実施状況報告書
- (2) 水防法第23条第1項の応援を求めた理由
- (3) 水防法第24条の水防従事者又は雇入れた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- (4) 水防法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- (5) 水防法第28条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 水防法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 水防法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- (8) 水防法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 自衛隊援助の場合は、その状況
- (11) 現場指導の公務員の職氏名
- (12) 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及びその手当
- (13) 水防作業に使用した材料及び数量
- (14) 水防工法
- (15) 警戒中の水位観測表
- (16) 水防法第35条の水防訓練の概要

## 第 2 節 報 告

### 1 知事への報告（東播磨県民局加古川土木事務所経由）

水防管理者は、次の事項を10日以内に報告する。

- (1) 前節の(1) (4) (5) (8) (11) (12) の事項
- (2) その他必要と認める事項

### 2 東播磨県民局加古川土木事務所（以下「土木事務所」という。）への報告

水防管理者は、次の事項についてそのつど報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）・通報潮位、はん濫注意水位（警戒水位）・警戒潮位、避難判断水位（特別警戒水位）又は最高水位・潮位に達したとき及びはん濫注意水位（警戒水位）・警戒潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 水防法第23条第1項による他の消防機関又は水防団に応援を求めたとき
- (6) 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊の状況
- (7) 水防法第29条による立退き指示の事由
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

## 第 1 1 章 水 防 訓 練

指定水防管理団体（本町）は、出水期までに水防訓練を行うものとする。

## 第 1 2 章 水 防 計 画

水防管理者は、兵庫県の水防計画に応じた水防計画を定め、土木事務所を経由して知事に協議しなければならない。

## 参 考 资 料

# 播磨町防災会議条例

昭和40年8月2日

条例第 11 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第16条第6項の規定に基づき、播磨町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 播磨町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第 193号）第32条の規定に基づく水防計画を定めること。
- (3) 災害時における当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に、事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 兵庫県警察の警察官 2人以内
  - (2) 町長の事務部局内の職員のうちから指名する者 8人以内
  - (3) 教育長
  - (4) 消防団長
  - (5) 各水利組合委員長
  - (6) 漁業協同組合代表理事組合長
  - (7) 加古川市消防長
  - (8) 兵庫県知事の事務部局内の職員 5人以内
  - (9) 指定地方行政機関の職員 3人以内
  - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 6人以内

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月10日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月3日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月2日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月11日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(播磨町水防協議会条例の廃止)

2 播磨町水防協議会条例(昭和54年条例第14号)は、廃止する。

附 則 (平成17年6月9日条例第19号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月7日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 播磨町防災会議委員名簿

役職	機 関 の 名 称	職 名
会長	播 磨 町	町 長

(1) 兵庫県警察の警察官

委員	加 古 川 警 察 署	署 長
----	-------------	-----

(2) 播磨町長の事務部局内の職員

委員	播 磨 町	副 町 長
委員	播 磨 町	理 事

(3) 教育長

委員	播 磨 町 教 育 委 員 会	教 育 長
----	-----------------	-------

(4) 消防団長

委員	播 磨 町 消 防 団	団 長
----	-------------	-----

(5) 水利組合委員長

委員	本 庄 水 利 組 合	委 員 長
委員	古 宮 水 利 組 合	委 員 長
委員	二 子 水 利 組 合	委 員 長
委員	野 添 水 利 組 合	委 員 長
委員	大 中 水 利 組 合	委 員 長
委員	古 田 水 利 組 合	委 員 長
委員	宮 西 水 利 組 合	委 員 長
委員	宮 北 水 利 組 合	委 員 長

(6) 漁業協同組合代表理事組合長

委員	播 磨 町 漁 業 協 同 組 合	代 表 理 事 組 合 長
----	-------------------	---------------

(7) 消防長

委員	加 古 川 市 消 防 本 部	消 防 長
----	-----------------	-------

(8) 兵庫県知事の事務部局内の職員

委員	兵 庫 県 東 播 磨 県 民 局	局 長
委員	兵 庫 県 北 播 磨 県 民 局 加 古 川 流 域 土 地 改 良 事 務 所	所 長

(9) 指定地方行政機関の職員

委員	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	所	長
委員	加古川海上保安署	署	長
委員	近畿農政局兵庫農政事務所	地域第四課	長

(10) 指定公共機関又は指定地方公共機関職員

委員	加古川市加古郡医師会	会	長
委員	西日本旅客鉄道(株)土山駅	駅	長
委員	西日本電信電話(株)兵庫支店	災害対策室	長代理
委員	関西電力(株)加古川営業所	所	長
委員	大阪ガス(株)導管事業部兵庫導管部	マネージャー	
委員	神姫バス(株)加古川営業所	所	長

## 水防態勢及びその活動要領

この要領は、町水防計画に基づきその活動が充分に行われるよう関係グループとの調整を図り、運用について次のとおり定める。

(1) 第1非常配備態勢 水防特設班がこれにあたる。

ア 水防指令第1号が発令されたとき。

イ 大雨注意報、警報が発表されたとき又はこれに相当する降雨が続いているとき。

ウ 気象状況等により警戒が必要なとき。

エ 水防指令第2号が発令されたが、気象状況等により第2非常配備態勢が必要ないと判断される時。

※ 情報連絡及び事態の推移によっては、直ちに特設班全員を招集し量水標等を観測するとともに要点検箇所（別記1）を点検する。

※ 各水利組合委員長（別記2）及び漁業協同組合代表理事組合長（別記3）等への連絡を行う。

(2) 第2非常配備態勢 水防特設班全員がこれにあたる。

ア 水防指令第2号が発令されたとき。

イ 気象状況等により警戒が必要なとき。

ウ 水防指令第3号が発令されたが、気象状況等により第3非常配備態勢が必要ないと判断される時。

(3) 第3非常配備態勢 水防計画に基づく完全配備態勢にあたる。

水防指令第3号が発令されたとき。

(4) 注意報、警報等の取扱いについて

ア 発令機関……………東播磨県民局加古川土木事務所、

神戸海洋気象台（加古川市消防本部を經由して連絡有）

それぞれの関係グループで受理し、危機管理グループへ連絡する。

イ 受信後の措置……………庁舎内（2ヶ所）に掲示する。

(5) 夜間及び休日の連絡等

水防特設班の夜間及び休日の連絡方法等については、別に定める。

(6) 警報以上が発令又は解除されたときは、住友精化株式会社（079-437-2101）に連絡する。

## 水防特設班

水防特設班は、水防本部又は災害対策本部設置前の段階において、現地での情報収集及び災害応急対策活動に従事するための組織である。

### (1) 水防特設班を構成するグループ

水防特設班を構成するグループ（以下「担当グループ」という。）は、次のとおりとする。

企画G	危機管理G	総務G	税務G	会計G	保険年金G
福祉G	すこやか環境G	住民G	都市計画G	土木G	下水道G
教育総務G	学校教育G	生涯学習G	議会事務局		

(2) 水防特設班の組織

<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>現地統括</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全グループ統括</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議会事務局長</td> </tr> </table>	<b>現地統括</b>	全グループ統括	議会事務局長	<b>水防特設班第1班</b>
	<b>現地統括</b>			
	全グループ統括			
	議会事務局長			
	(現地指導班長) 該当グループ統括			
	(班員) 該当グループの職員及び他グループリーダー			
	<b>水防特設班第2班</b>			
	(現地指導班長) 該当グループ統括			
	(班員) 該当グループの職員及び他グループリーダー			
	<b>水防特設班第3班</b>			
	(現地指導班長) 該当グループ統括			
	(班員) 該当グループの職員及び他グループリーダー			
	<b>水防特設班第4班</b>			
	(現地指導班長) 該当グループ統括			
(班員) 該当グループの職員及び他グループリーダー				
<b>水防特設班第5班</b>				
(現地指導班長) 該当グループ統括				
(班員) 該当グループの職員及び他グループリーダー				
<b>水防特設班第6班</b>				
(現地指導班長) 該当グループ統括				
(班員) 該当グループの職員及び他グループリーダー				
<b>水防特設班第7班</b>				
(現地指導班長) 該当グループ統括				
(班員) 該当グループの職員及び他グループリーダー				

(注) 1 第1非常配備態勢においては、水防特設班第1班～第7班のうち、ローテーション体制により、いずれか1班以上を動員するものとする。

別 記 1

要 点 検 査 所

水防指令発令・・・・・・・・喜瀬川左右岸、水田川、ため池、樋門  
津波警報発表・・・・・・・・沿岸部一円

別 記 2

水利組合委員長名簿

水 利 組 合 名	委 員 長 名	備 考
本 荘 水 利 組 合	庄 中 康 夫	
古 宮 水 利 組 合	西 田 時 雄	
二 子 水 利 組 合	澤 田 清 隆	
野 添 水 利 組 合	佐 伯 一 義	
大 中 水 利 組 合	北 山 浩 三	
古 田 水 利 組 合	三 宅 孝 英	
宮 西 水 利 組 合	中 谷 道 也	
宮 北 水 利 組 合	藤 原 忠 之	

別 記 3

漁業協同組合代表理事組合長名簿

	組 合 長 名	組 合 住 所	電 話 番 号
漁業協同組合	藤 原 正 照	古宮768番地	078-942-1912

# 水防法（抜粋）

## 第1章 総 則

（目的）

**第1条** この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

**2** この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

**3** この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

**4** この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては、消防団の長をいう。

**5** この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

**6** この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

**7** この法律において「水防警報」とは、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第2章 水防組織

（市町村の水防責任）

**第3条** 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

**第3条の2** 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

**第3条の3** 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

**第3条の4** 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

**第3条の5** 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

**第3条の6** 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

**第4条** 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

**第5条** 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

**第6条** 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

**第6条の2** 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

**第6条の3** 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

**第7条** 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

3 2以上の都道府県に関係する水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

4 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

(都道府県水防協議会)

**第8条** 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。

4 全長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

## 第3章 水防活動

(河川等の巡視)

**第9条** 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な指定を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報)

**第10条** 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、2以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

**第11条** 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

**第12条** 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同

じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

**第13条** 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項に規定する指定区間外の1級河川（同法第4条第1項に規定する1級河川をいう。次項において同じ。）で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の1級河川又は同法第5条第1項に規定する2級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(浸水想定区域)

**第14条** 国土交通大臣は、第10条第2項又は前条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は前条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

**第15条** 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

1. 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法
  2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  3. 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- 2** 市町村防災会議は、前項第3号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 3** 第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4** 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第7条第3項に規定する事項のうち洪水時において同法第2条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 5** 前各項の規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第1項中「市町村防災会議（災害対策

基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう。）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう。）」と、第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、前2項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（水防警報）

**第16条** 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

**第17条** 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

**第18条** 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

**第19条** 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

（水防信号）

**第20条** 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

**第21条** 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

**第22条** 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

**第23条** 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

**第24条** 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

**第25条** 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

**第26条** 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

**第27条** 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

**第28条** 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

**第29条** 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

**第30条** 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

**第31条** 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。